8 がん治療と仕事の両立支援サービス

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

・復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。 ・がんによる休職期間の目安を知りたい。

ご利用の方はまずはお電話ください。

がんに罹患された事業主・役員・従業員の方とそのご家族へ、治療と仕事を両立するためのアドバ イスや社会保障制度のご案内を行います。面談による相談も、東京3ヶ所、大阪1ヶ所で提供します。 |ご注意 |事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限ります。

人事労務ご担当者へ

がんに罹患された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスを行います。必要 に応じて企業ご担当者、管理職向けの研修※も実施いたします。 ※研修は別途料金が必要になります。



9 社長のための労務相談ホットラインサービス

事業主・人事労務担当の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

・メンタル不調の社員にはどう対応したら良い? ・職場復帰の対応は? ・就業規則には、どのような内容を必ず記載をしなければならないのか。

社会保険労務士や心理カウンセラーなどが、健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険など労務全 般に関するご相談、ハラスメント・休職者・復職者への対応方法に関するご相談、就業規則上の問題 解決などに関するご相談に対して電話にてアドバイスを行います。

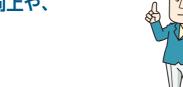
(注) 労務関連の手続きや書類作成などの実作業に関するご相談はお答えできません。また、個別 事案など相談の内容によりお答えできない場合があります。ご相談の内容により回答にお時 間をいただく場合があります。



各ステージごとの健康ケアサポート体制を用意することで、 従業員の健康を保ち、モチベーションの向上や、 生産性向上が期待できます。

サービスのご紹介動画はこちら!





*これらのサービスは、ティーペック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。 *6,7のサービスにおいて医

療行為は医師が法令に基づき行います。ティーペック株式会社が行うことはありません。 *国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談 などはお受けできません。 *ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。 *地域や内容によりご要望に添え ない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。 *サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。 *サービスは業 務災害総合保険ならびに総合事業者保険のご契約企業の皆さまが対象です。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



https://www.aig.co.jp/sonpo

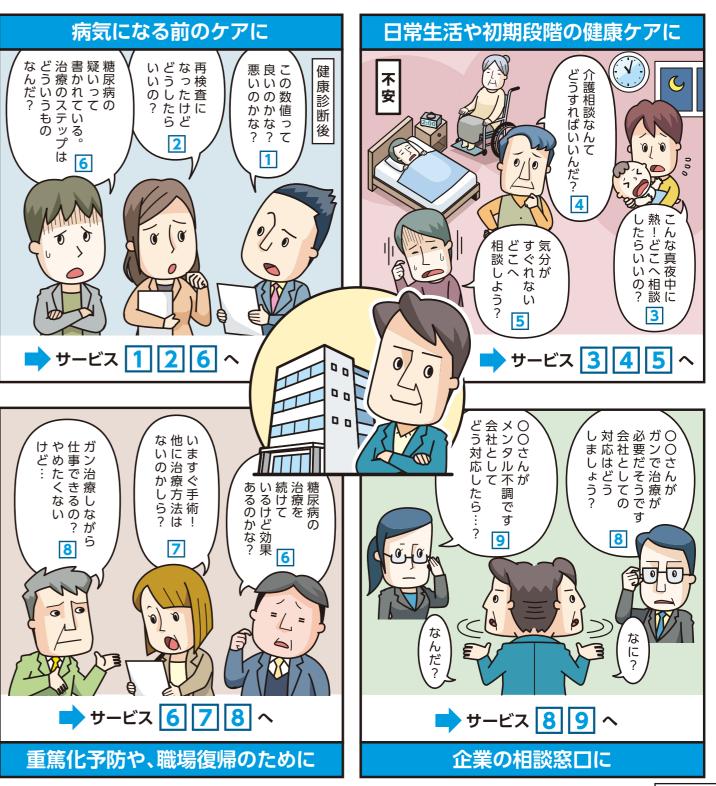


AIG損保

ご契約企業向けのサービスのご案内

業務災害総合保険、総合事業者保険(業務災害)

付帯サービスで様々なステージに対応する 健康サポートサービスを提供します



1 からだの健康チェック

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます

WEBサイトによる健康チェックサービスを提供します。質問に回答することで、「がん罹患リスク」や「脳卒中発症リスク」をチェックできます。疾病リスクの診断後は、個人に合ったアドバイスや動画等による学習コンテンツが提示されるので、生活習慣の改善にお役立ていただけます。



2 二次検診機関の手配サービス

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

- ・自覚症状はない。精密検査を受けないとダメ?・要精密検査!?病気なのか、不安。
- ・どこの医療機関で二次検診を受ければいいの?

健康診断受診後、利用者が抱えやすいお悩みに対応します。

健康診断の結果に不安のある方や、要精密検査と判定された方などに、相談スタッフがお電話にてご不安・ご不明な点についてアドバイスします。

また、要精密検査等の方には、地域や検査項目などにあわせ医療機関の手配や情報提供をします。

■ 二次検診ネットワークは、臨床検査受託事業や健診事務代行サービスを手掛ける(株)LSIメディエンスが提携する健診機関や医療機関のネットワークです。



24時間電話健康相談

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

- ・夜中に受診できる病院を知りたい。
 - ・ストレスがたまり、精神的にまいっている。
- ・ケガの応急手当て、どうしたらいいの? ・飲んでいる薬の副作用について知りたい。

24時間いつでもお電話ください。

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。



4 介護相談ホットライン

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます

例えば、このような質問にお答えします。

- ケアマネジャーとの意思疎通について。
- ・親の介護と仕事の両立について、
- ・介護認定手続きと介護保険について知りたい。
- アドバイスをもらいたい。

24時間いつでもお電話ください。

働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。 ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスいたします。



5 メンタルケアカウンセリングサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

- 人前にでるのが怖い。
- ・理由もないのに突然不安になり、胸がドキドキする。
- ゆううつで気分がすぐれない。
- ・夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

電話によるカウンセリング(原則回数制限なし)

電話によるカウンセリングを提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地域や、訪問時間を気にすることなく、初期段階から気軽にカウンセリングを受けることが可能となります。

面談カウンセリング(年間3回まで利用可能)

日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、心理カウンセラーによる面談カウンセ リングをご提供します。



良受力は

かけウや

つるシャ

6 生活習慣病サポートサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

- ・糖尿病の専門医療機関を知りたい。
- ・健康診断で高血圧と言われたので心配。
- ・血糖値が高くなったので相談したい。

電話によるご相談をお受けします。

糖尿病をはじめとする生活習慣病の専門知識を有する保健師・看護師などが生活習慣病について電話によるご相談をお受けします。



2 セカンドオピニオンアレンジサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

例えば、このような質問にお答えします。

- ・高度な医療が必要らしい。どうしたらいいの?
- ・手術することになったが、他に選択肢はないの?

ご利用の方はまずはお電話ください。

各診療科領域における学会で要職を経験した医師*(総合相談医*)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)を提供します。総合相談医*の判断により高度な専門性が求められる場合には、評議員会で選考された専門医*の紹介(紹介状の作成)もします。状況に応じて、オンラインまたは電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。

※ティーペック株式会社の用語定義です。



ご利用条件

サービスは業務災害総合保険ならびに総合事業者保険(業務災害)のご契約企業の皆さまが対象です。

3、4、5のサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- 死亡補償保険金を1,500万円以上セット
- ●病気の補償のいずれかの保険金をセット(疾病入院医療費用保険金、疾病入院医療保険金、疾病入院療養一時金)
- ●業務に伴うケガや病気に関する事業主相談費用等保険金をセット ●所得補償保険金(注)をセット

[1、2]、6、7、8のサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

●疾病入院医療費用保険金をセット ●疾病入院医療保険金を5,000円以上セット ●所得補償保険金(注)をセット

9のサービスは、ご契約の内容が次の場合にご利用いただけます。

●業務災害総合保険はすべてのご契約が対象、総合事業者保険(業務災害)は事業主相談費用等保険金をセットしたご契約が対象

(注)業務災害総合保険のみ